

ユウパリコザクラの会 会 則

制定 1989年4月18日

(名称)

第1条 本会は、ユウパリコザクラの会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務所は、夕張市鹿の谷東丘町4番地1に置く。

(目的)

第3条 本会は、夕張岳を愛し、自然を学び自然の恩恵に感謝する心を育み、かけがえない自然を未来に引き継ぐことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 夕張岳の保護活動に関する事
- (2) 会員相互の親睦活動に関する事
- (3) 本会の目的に沿う業務を受託したとき、その業務の遂行に関する事
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業に関する事

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員（以下、「会員」という。）をもって構成する。ただし、本条以外の各条項にいう「会員」は、正会員とする。

2 本会の会員は、本会の目的、活動方針に賛同して入会した個人または団体とする。

3 本会の会員になろうとする者は所定の入会申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。

4 会員は、毎年次の会費を納めなければならない。ただし、賛助会員の会費は免除する。

会 員 2,000円

団体会員 5,000円

家族会員 1家族につき 3,000円

5 会員は、会報を受け、会の行事に参加することができる。

6 会員は、任意に退会届（書面または口頭）を提出して、退会することができる。

7 会員が、3年以上会費を納入しないときは、退会とみなす。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

代表 1名

副代表 若干名

事務局長 1名

会計 1名

事務局員 若干名

監査 若干名

(役員を選任)

第7条 役員は、会員の互選とし、総会において役職を含めて決定する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員会)

第9条 役員会は、第5条に規定する役員をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて随時開催する。

3 必要があるときは、役員以外のものを出席させることができる。

(顧問等)

第10条 本会に、顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は、役員会の同意を経て、代表が委嘱する。

3 顧問、相談役は、代表の諮問に応じて、本会の運営に関して助言することができる。

(総会)

第11条 総会は、年1回開催する。

2 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

3 総会の議長は、出席会員の中から代表が指名する。

4 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

5 代表は、各条で定める事項のほか、次の事項を総会に提出してその承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及び決算報告に関する事項

(2) 事業計画及び会計予算に関する事項

(3) その他、役員会で必要と認めた事項

(臨時総会)

第12条 臨時総会は、役員が必要と認めたとき開催を要求し、代表が招集する。

2 議事の方式は、前条の規定を準用する。

(会の運営資金)

第13条 本会は、会費、助成金、寄付金等の資金により運営する。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 代表は、決算報告を行うときは会計監査を受けなければならない。

3 監査担当役員は、総会において監査報告を行うものとする。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか会の運営に関し必要な事項は、役員会において議決し、代表が定める。

【附則】

1 制定 1989年4月18日

2 改定 1990年4月14日

3 改定 1991年4月20日

4 改定 1993年4月17日

5 改定 1995年5月14日

6 改定 1996年4月21日

7 改定 2008年5月11日

8 改定 2017年5月13日 全面改正し、施行する。

9 改定 2017年5月13日 1989年4月18日制定したユウパリコザクラの会細則は、本則に編入したため廃止する。